

令和2年第14回公安委員会会議録

日 時	5月28日(木曜日)	自午後1時30分 至午後3時50分	場 所	公安委員会室
会 議 出席者	公安委員	原委員長 小野委員 山本委員 高木委員 下山委員		
	警察職員	本部長 警務部長 交通部長 首席監察官		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞6件、意見の聴取26件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和元年度会計監査の実施結果について

(1) 根拠規定

熊本県警察の会計の監査に関する規則
熊本県警察の会計の監査に関する訓令

(2) 対象年度

平成30年度(一部令和元年度を含む。)

(3) 対象所属及び実施期間

ア 警察本部(34所属)

令和元年12月10日から令和2年1月31日までの間

イ 警察署(23所属)

令和元年5月13日から令和元年8月20日までの間

ウ 捜査費取扱所属(警察本部15所属、警察署23所属)

月毎の捜査費証拠書類を翌月警察本部会計課へ提出させ、書面監査を実施

(4) 重点項目

ア 収入事務

イ 支出事務(捜査費を含む)

ウ 物品管理

エ 文書管理

オ 財産管理

カ 遺失物管理(警察署のみ)

(5) 実施結果

ア 「指示」に該当するもの
なし

イ 指導事項

(ア) 収入事務・・・現金領収書の使用方法誤り

(イ) 支出事務・・・旅費の支給遅延、通勤手当の誤支給等

- (ウ) 物品管理・・・備品の物品整理票貼付漏れ等
- (エ) 遺失物管理・・・拾得金の預託期限超過
- (6) 実施結果に基づく措置
 - ア 監査結果については、各所属へ通知し、適正な会計経理に反映させる。
 - イ 令和2年度に実施する会計監査において改善状況を点検する。

【委員からの質問等】

委員から、今回の監査結果について「監査における指導事項を全職員に周知するとともに、発生した原因を究明し、同じことを繰り返さないようにしていただきたい」旨の発言があり、警察側から「規定どおりにやるということを指導教養を通じて徹底してまいりたい」旨の説明があった。

2 特別指導期間の取組結果について

(1) 特別指導期間の目的

入校当初のおおむね1か月間を「特別指導期間」と定め、学校生活に必要な基礎知識及び学生としての心構えの浸透を図るため、外出泊禁止とした上で、重点的な身上把握を行うとともに、基本訓練、体力醸成、融和団結及び規律ある生活等についての指導を集中的に実施することを目的とする。

(2) 特別指導期間

令和2年4月1日（水）から4月28日（火）までの28日間

(3) 対象学生（人数は入校時のもの）

ア 初任科第311期短期課程生（警察官）	54人（うち女性14人）
イ 初任科第311期長期課程生（警察官）	34人（うち女性10人）
ウ 一般職員初任科第35期生（一般職員）	6人（うち女性5人）
	<u>合計 94人（うち女性29人）</u>

(4) 指導状況

- ア 点検教練、警察礼式等の集中的な基本訓練
- イ 個々面接やホームルームによる早期身上把握・指導
- ウ 駆け足訓練や筋力トレーニングによる基礎体力づくり

(5) 主要行事

月 日	行 事 名
4月11日（土）	霊巖洞強歩（中止のため、学生のリフレッシュ時間とした）
4月18日（土）	非常招集訓練（午前8時）
4月19日（日）	球技大会、音楽隊激励演奏
4月26日（日）	警察犬とのふれあい、災害警備教養
4月28日（火）	初任科生初外出前指導

【委員からの質問等】

委員から、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、基礎体力づくりに向けた訓練行事が延期していることについて「実施に当たっては、湿度が高く蒸し暑い熊本を考慮し、開催時期については慎重に検討していただきたい」旨の意見が

あり、警察側から「開催するのかどうかも含めて十分に検討してまいりたい」旨の説明があった。

3 令和元年度留置施設視察委員会による留置施設視察結果等について

(1) 視察状況

昨年度、8月から12月にかけて、留置施設視察委員会の委員4人がそれぞれ県下の常設留置施設（10施設）を視察し、被留置者と面接を行った。

※ 常設留置施設・・・専従の留置担当官が配置された留置施設

(2) 被留置者からの主な要望

- ア 保健衛生に関するもの
- イ 物品の貸与に関するもの
- ウ 書籍等の閲覧に関するもの

(3) 委員会が留置業務管理者に対して述べた意見

- 各留置施設は、法令に基づき適正に運営されている。また、視察結果に基づき、法律用語辞典の導入、衛生用品の購入に関する要望について改善が図られた。
- 被留置者が使用する小机の運用については、柔軟な対応をお願いする。
- 感染症予防対策として、施設内の消毒による清潔の保持と被留置者の手指消毒等を励行していただきたい。

【委員からの質問等】

委員からコロナ禍の現状を踏まえて「留置場内はかなり『密』だと思うが、換気などに配慮されているのか」旨の発言があり、警察側から「窓を開けて換気を行うとともに、室内の人数の調整を図ることで『密』を防ぎ、さらに消毒を行い感染防止に努めてまいりたい」旨の説明があった。

4 令和元年度留置施設に対する実地監査の実施結果について

警務部から、令和元年度に実施した県下の全留置施設に対する実地監査結果について報告が行われた。

【委員からの質問等】

委員から、留置業務補勤者等に対する教養が低調であることについて「特に非常設留置施設の運用については管理面など厳しいものがあるのではないか。年に1回は担当者を集めて教養を行ってみてはいかがか」等の発言があり、警察側から「監査実施時には現地で訓練を行った上で教養を実施している。また、補勤者等を警察学校に入校させて教養したり、各警察署では留置担当官による教養を実施しており、引き続き、これらをしっかりと行っていきたい」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 令和2年全国優秀警察職員表彰受賞者の決定についての報告

首席監察官から説明が行われた。

2 令和2年度留置管理業務における実地監査実施計画についての決裁

首席監察官から説明があり、決裁が行われた。

- 3 大分県公安委員会からの援助要求についての決裁
通信指令課次席から説明があり、決裁が行われた。
- 4 令和2年第13回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 5 苦情受理(R2No.3の追加申出)の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 苦情受理(R2No.4)の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 御船警察署協議会委員の辞職承認についての決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。